

平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 平成20年5月26日（月）

○告示年月日 平成20年5月19日（月）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成20年5月26日（月） 午後2時00分

○閉 会 平成20年5月26日（月） 午後3時20分

○出席議員（12名）

1番	炭 本 範 子	2番	酒 井 弘 一
3番	阪 本 明 治	4番	山 本 喜 章
5番	西 中 茂	6番	山 口 勝 己
7番	坪 井 久 行	8番	今 方 晴 美
9番	青 山 まり子	10番	木 村 浩 三
11番	山 本 敏 一	12番	岩 崎 宗 雄
13番	北 猛	14番	奥 野 卓 士

○会議録署名議員

7番	坪 井 久 行	8番	今 方 晴 美
----	---------	----	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木 村 要		
理事（木津川市長）	河 井 規 子	理事（笠置町長）	松 本 勇
理事（和束町長）	堀 忠 雄	理事（南山城村長）	手 仲 圓 容
会計管理者（精華町会計管理者）	北 岡 浩 將		

○事務局職員出席者

事務局長	林 幸 造	主幹	福 田 全 克
主査	國 子 慶 順		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 副議長の選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任の件
- 第 6 議案第 18 号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件
(し尿くみ取り手数料特別委員会委員長報告)
- 第 7 議案第 5 号 第 2 次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定の件

平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

平成20年5月26日(月)

相楽会館 会議室

(午後2時00分 開会)

○議長 皆さん、こんにちは。これより、平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

なお、広報掲載のため、議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

新緑も日に日に色濃さ増し、ここ山城地方は、竹の子の時期を終え、今は茶摘に田植えと農作業に、一段と忙しい時期を迎えています。議員の皆さま方には、公私極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ねじれ国会を反映して、ガソリン税が下がったとたん1か月後には元通り、これに原油価格の高騰が、拍車をかけ、今や160円台になろうとしています。また、バイオ燃料と不作により、とうもろこしや小麦、大豆といった原料価格が高騰し、小売価格を大きく引き上げております。これは、本来の経済活動による物価高ではなく、消費が冷え込む悪い兆候とも言われております。加えて、後期高齢者医療保険の問題が大きく取り上げられ、年金問題を初め、社会保障制度が大きくゆらぎ、閉塞感が漂い、明るさが見えてこないのが現状です。

こうした中で、少子・高齢化がどんどん進み、国や地方の財政状況は年々悪化しており、国・地方の借入金、900兆円余りとなり、危機的な財政状況にあります。本広域事務組合を構成している各市町村におきましても、大変厳しい実情にあると思います。このような状況下で、地方分権は進み、意思決定を担う議会の重要性は、益々高まっています。

本組合議会の運営におきましても、深いご理解と、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本日、提案される案件は、「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正条例の件」及び「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定の件」の2件であります。いずれも重要な案件でございます。慎重なご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げます。

ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しております。

ただ今から、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けたいと思います。木村代表理事、どうぞ。

○木村代表理事 議員の皆さん、こんにちは。平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆さま方には、公私とも、大変ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、し尿くみ取り手数料の改正につきましては、特別委員会を設置いただき4回にわたり慎重なご審議を賜りましたことに対しましても併せてお礼を申し上げます。なお、本日、委員長報告の後、採決をいただくようであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本議会は、3月に行われました南山城村議会の一般選挙、また和束町及び笠置町議会におきましては役員改選等が行われたことによりまして、新たに組合議会議員となりました皆さま方をお迎えしての議会となります。新しい議員の皆さま方におかれましては、これからも、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

理事者側におきましても、3月の笠置町の町長選挙におかれまして当選をされました松本町長を理事者として迎え、今日まで理事会運営をしておりますこと、また、4月1日からの当組合の会計事務につきましては、組合規約に基づきまして、代表理事であります精華町の会計管理者である北岡会計管理者をお願いしておりますことをご報告申し上げます。

さて、平成20年度も約2か月が経過しようとしておりますが、地方自治体におきましても、ガソリン税の暫定税率の廃止による財源不足が生じ、混乱をきたしました。

また、4月1日からスタートしました、75歳以上の方々の全員が加入となりました後期高齢者医療制度につきましても不安を抱えつつ始まりましたが、これからも改善を重ねつつ安心につながるよう我々としても精一杯知恵を出していかなばなりません。また、こういったことを踏まえまして運動もしていく必要があろうと、このように思っております。

このように、地方自治体をはじめ住民生活に及ぼす影響もあり、行政の舵取りも運営も非常に難しくなっております。

これからも相楽圏域として様々な課題解決に向けまして進めていきたいと考えているところでございます。

ここで、当組合の主な取り組みについて、ご報告申し上げます。

平成20年度におきましては、一般会計では、6億6千500万円、特別会計では890万円の予算で各種の事業を進めておりますが、特に一般会計では、大谷処理場の安定的な維持管理業務の推進や公共下水道事業の進展に伴いますし尿くみ取り業者への代替業務、相楽地区における環境施設設置の検討など、また、特別会計では、7億円基金

の運用益を活用しての相楽ふるさと塾、相楽の文化を創るつどい、新規事業として職員研修の実施などに取り組んでいるところでございます。

なお、本臨時会にご提案いたします議案は、「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定について」の1件でございます。

充分ご審議いただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。終わります。

○議長 ありがとうございます。

議事日程のご報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議規則第112条の規定により、議長において指名します。7番、坪井久行議員、8番、今方晴美議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る5月12日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、副議長の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

おはかりします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

さらに、おはかりします。

指名にあたりましては、各市町村議会の議長を選考委員にし、選考したいと思います

が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各市町村議会の議長を選考委員とすることに決定いたしました。

○議長 各市町村議会の議長さんは、隣の読書室にお集まりください。

これより暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

選考代表者から選考の結果について、ご報告をお願いします。山本議員、どうぞ。

○山本議員 笠置町議会の山本でございます。私の方から選考の結果をご報告申し上げます。

慎重審議の結果、南山城村の北 猛議員を副議長に選考いたしたいと思いますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

議長において指名することに決定しておりますので、ただ今選考代表者からの報告どおり、副議長に、北 猛議員を指名します。

おはかりします。

ただ今、議長において指名しました北 猛議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました北 猛議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました北 猛議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の当選承諾とあいさつをお願いします。北 猛議員。

○北議員 失礼いたします。南山城村の北でございます。歴史と伝統のある相楽郡広域事務組合の副議長という大役を仰せつかりまして、本当に感嘆の至りでございますけれども、誠心誠意務めてまいる所存でございますので、よろしくお願いします。

(拍手)

○議長 日程第4、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっています。よって、議長において議席を指定いたします。西中茂議員の議席を5番に、岩崎宗雄議員の議席を12番に、北猛議員の議席を13番に、青山まり子議員の議席を9番に指定します。

議席番号の入った名札と差しかえますので、しばらくお待ちください。

(名札差しかえ)

日程第5、相楽郡広域事務組合議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会規程第3条第1項の規定により、議長、副議長及び各市町村より1名をもって組織することになっておりますが、現在委員が1名欠員となっております。

議会運営委員会の委員の選任については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

議会運営委員会の委員に青山まり子議員を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議のないとき)

○議長 異議なしと認めます。

よって、青山まり子議員を議会運営委員会委員に指名することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開いて、副委員長の選考をしていただきたいと思います。

これより暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長から副委員長の選考の結果について、ご報告をお願いします。坪井委員長。

○坪井委員長 議会運営委員会委員長の坪井でございます。私の方から選考の結果をご報告申し上げます。

慎重審議の結果、南山城村の青山まり子議員を副委員長に選考いたしたいと思っておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

ただ今の委員長からの報告どおり、議会運営委員会の委員に、青山まり子委員を選任することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、青山まり子委員が議会運営委員会副委員長に決定いたしました。

ここで、職員に名簿を配付させます。

(名簿配布)

○議長 議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおりでございます。

日程第6、議案第18号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

委員長報告をお願いします。山口委員長、どうぞ。

○山口委員長 相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会委員長、山口です。

それでは、委員会報告を行います。

本委員会につきましては、当組合議会の議員全員で構成されておりますので、改めて詳しい報告をいたしません。詳細は、委員会の審議状況が広域事務組合のホームページに掲載されております。主な点だけを報告させていただきます。

委員会は、1月22日、1月31日、4月25日、5月12日の計4回開催しました。すべての委員会には、全員の委員が出席されております。第1回と第2回の委員会では、引き上げに至った経過や理由について、引き上げ額の根拠について、京都府下など近隣の現状について、計量に関する不信などについて、計量メーターの取り付けについてなど、活発な質問や意見が出されました。

第3回委員会では、2月6日に行った笠置町有市地区での実地確認の報告があり、了承された後、くみ取り業者の代表2名を参考人として招致し、計量や2人乗車などのくみ取り業務について、また、各業者の経営の現状や企業努力などについて、質問がだされました。

第4回委員会では、質疑を行った後、採決を行った結果、原案どおり承認することに賛成多数で可決しました。

なお、反対討論では、「諸物価が上り、住民生活は厳しくなっている。住民の負担がさらに増える、家計が苦しくなる。引き上げ分は行政が負担すべきである。」という意見が出されました。

賛成討論では、「地方財政への影響が大きいのは、国の制度の問題であり、下水道計画がない地域は、合併浄化槽を設置する選択肢もある。」という意見も出されました。

私といたしましては、住民に大きな影響がある本件について、住民代表である議会として、徹底的な論議をすることが必要であると考え、行政側からも十分な説明をしてもらい、審議も、多くの時間をかけて慎重に行うことができましたと思います。委員会の進行に委員各位の御協力をいただきましたことにつきまして、感謝を申し上げ、委員会報告といたします。以上でございます。

○議長 委員長報告が終了しました。本案については、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。酒井議員、どうぞ。

○酒井議員 木津川市の酒井弘一です。ただ今提案されております議案第18号について、反対の立場から討論を行います。反対する第1の理由として、先ほども委員長から触れられておりましたが、現在進行している異常な物価上昇を前にして、公共料金を上げるべきではないということです。先日の第4回の特別委員会、また、本日は開会の冒頭に議長のごあいさつの中にも同趣旨の発言がありましたが、ガソリン、食料品をはじめ、異常な物価上昇が進行しています。それは、先代の福田総理大臣が、狂乱物価と名付けた70年代に匹敵するような異常さです。今の福田首相はガソリンの再値上げなどの事態を前にして、苦しいけれど、工夫して乗り切りましょうと、国民に言われました。私は2人の福田さん、福田総理、政治家としての器の違いを感じざるを得ません。今、働く者の賃金や高齢者の年金など、国民の所得の方は今も下がり続けています。それに追い討ちをかけるように、7月の電気料金、ガス料金の値上げが決定され、食料品の第2次値上げも各種噂されています。衛生手数料等適正化委員会の答申は昨年10月22日に出されています。検討のスタートは7月です。今から10か月前になります。当時は現在のような異常なガソリンや食料品の値上げは予想はされていませんでした。ましてや、後期高齢者医療制度のもたらした混乱と非常に大きな政治不信、それは、政府に対してだけではなく市町村にも住民から向いているわけですが、そのような不信感はありませんでした。このような状態で、住民に新たな負担を求めることは、たとえば10円といえども、たとえば1割といえども、大きな負担感とならざるを得ません。以上第1点です。

次に2番目の理由として、受益者負担の問題について、それで全てを済ますやり方を取るべきではないという点を申したいと思います。し尿の処理方式には3つの方法があります。その中ではもちろん下水道方式が最適です。家庭の負担も現在、一番少なくて済んでるようです。その下水道が整備されていない地域、また、下水道計画の無い地域や自治体においては、浄化槽方式とし尿くみ取り方式の2つがあります。浄化槽方式は住民の直接負担が最も現在大きくなっています。だから、浄化槽への出費ができない方や下水道への接続ができないという方々がくみ取り方式を続けておられます。しかるに答申書は、こういう文章です。「特定の者しか利用しない制度や事業は受益と負担の関係からも受益を受ける者が一定の負担をすることが公平性の観点からも求められる。」と述べておられます。私は、大変冷たい、突き放したような表現だと、そういう印象を禁じざるを得ません。特定の者しか利用しないとは何を指しているのか。その人たちも下水道や浄化槽を望んでおられるだろうと。それができないからくみ取りを選んでいるわけ

であります。衛生手数料等適正化委員会の認識ははっきり間違っていると思います。くみ取り事業の継続のため手数料の改定が必要だとしても、安易な受益者負担でことを済まそうとすることは間違いです。とりわけ東部の町村においては、少しでも住民負担を軽減し、まちの活性化につなげる努力が重要だと考えます。また、下水道を選択しようとしてもできず、やむを得ずくみ取りをしておられる方々に対して、少しでも負担を軽減するのは行政としても責務でもあらうと思います。今回の値上げに必要な金額は、概算年間1,500万円、今年10月1日からの実施なら半年分であるわけです。その半年分の額は1自治体、これも概算ですが、50万円から3～400万円で済むと思います。今年度に限っては。京田辺市や城陽市の例を見ても、それよりはるかに少ない額で済むわけです。理事者の中にも、これぐらいの額を自治体で負担はできないのかなと、また、できるんじゃないかとお考えの方も今ならおられるのではないのでしょうか。以上2つの理由から条例改正に反対します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。阪本議員、どうぞ。

○阪本議員 木津川市議会の阪本でございます。先日の特別委員会では、十分に言い尽くせない点もあり、本日の機会でただ今、奥野議長に本件の原案に賛成の立場で発言のお許しをいただきましたことを感謝いたします。ところで、ある自治体で時の市長の特命で、この環境衛生での収納対策で大変な一時期にその業務に関係してきた体験、経験を踏まえ発言したいと思いますが、この相楽地区は大変合理的な考えで、このし尿収集業務と処理業務をやっておられると改めて感じたものです。というのは、こうした公衆衛生事業は個人負担も含め、多額の経費、費用がかかるものです。余裕があり、収集も処理にかかる費用も公費、つまり皆の大切な税金で行うか、受益を受ける住民の皆さまに一定の負担をしていただくのか、それぞれ自治体によって違いがありますが、相楽地区は収集にかかる費用は受益を受ける皆さまが、そして、汚水処理にかかる環境事業の経費は行政が負担するという考えは大変合理的で納得できるものと思います。今や、どことも地方財政の苦しい時です。世の中支えあうことは大切ですが、それは別にあります。その何もかも大切な税金で賄うほど余裕はない時のように思います。行政も今や、大切な税金の使い方も厳しい時です。また、今回のし尿くみ取り手数料の引き上げについては、単に業者から要望があったから上げるというのではなく、適正化委員会で2トン車のバキューム車が1日平均4.2回の往復、年間242日稼動することを基本に、10リットル収集するための必要経費は110円かかるという積算などについて、十分な研究、検討がなされた結果を踏まえ、また、し尿くみ取りという計画稼動には一日も休めない業務を、民間業者に委託する中で、この業務が安定的に継続されるためには、一定の住民負担もやむを得ないものと考えられた結果だと思います。何回も申し上げます。今、地方財政も苦しいと言われている時であります。そして、今また今後は環境保全事

業の一環としては、くみ取り業務だけで見のではなく、公共下水道事業や合併浄化槽事業と比較する中で、住民間の公平性を、今や限られた予算の中ではあるでしょうが十分考え、検討する必要がある、特に環境問題が重要になっている今、くみ取り世帯においては、台所、厨房やお風呂などの生活雑排水の処理がなされていない現状も視野に入れ議会としてみていく必要があると思っています。いずれにしても、今回、このように情報公開や住民参加等住民生活にかかわる問題について、議会も十分な議論をして決めることは、きわめて重要であり、意義のあることだと思います。よって今回の提案に賛成するものであります。

○議長 ほかにございませんか。これで討論を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第18号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第18号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。木村代表理事。

○代表理事 議案第5号、提案説明を申し上げます。

議案第5号、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定について

第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画を別添のとおり策定したので、議会の議決を求めます。

平成20年5月26日提出。相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。「ふるさと市町村圏推進要綱」第5の規定により、計画の決定には議会の議決を必要とするためでございます。

「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」案の策定につきましては、去る2月18日と4月25日の全員協議会でご説明申し上げたところでございます。また、管内の住民には組合ホームページ等を通じまして意見募集をいたしまして12名、28件のご意見をいただいたところでございます。平成8年に策定しました第1次の「ふるさと市町村圏計画」の成果を受け継ぎ、よりよい相楽圏域づくりを進めていくための中長期的な指針として策定するものであります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。事務局。

○福田主幹 それでは、「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」(案)につきまして、補足の説明申し上げます。ふるさと市町村圏計画は、全員協議会でもご説明申し上げて参りましたが、総務省の「ふるさと市町村圏推進要綱」並びに「広域行政圏計画策定要綱」によって、「ふるさと市町村圏」の選定を受けた地域については、圏域の将来像とこれを達成するために必要な施策を示す計画を策定するものと定められておりまして、当組合のように議会を有する圏域においては、計画の策定、変更に際しまして組合議会の議決を要するものとされております。

この制度が設立された当初は、広域行政圏の計画に盛り込まれていることが補助事業の要件とされるなど、広域圏事業の財政面での裏付け的な意味も持ち合わせておりましたけれども、その後の国の政策変更により財源部分については制度がなくなりまして、計画の策定・推進は地域の主体性に委ねられております。

このため、今回の「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」においては、市町村でいうところの総合計画にあたるようなすべての行政分野において子細に施策の方向性を明らかにするようなものとはせず、圏域内外の状況が変化しつつある中で、本組合が従来から取り組んでおります「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金」を活用したソフト事業を中心に、圏域を構成する各市町村と一部事務組合が力を合わせて取り組んでいける事業を精選して、計画案として取りまとめさせていただきました。

さて、策定に当たりましては、先ほども代表理事の提案説にもありましたように、各市町村長ヒアリング、各市町村企画担当課長で構成しております広域圏幹事会などで検討を重ねるとともに、骨子案と原案の段階で、京都府にも意見照会を行い、調整を図りました。また、計画の原案につきまして、組合ホームページや構成市町村の企画窓口等で公表を行い、圏域住民の皆様方などからのご意見等を反映させるべく、3月10日から31日の間、住民意見募集を行いました結果、12人の方々から28件のご意見を頂戴いたしました。併せて、3月21日に「相楽ふるさと塾」の修了生で組織する「ふるさと相楽21」の会員に対する説明会を開催しましたところ、33名の参加を賜り、計画原案に対する意見交換を行いました。また、組合議会におきましても、2月18日、4月25日と2回、全員協議会でご説明申し上げたところでございますが、圏域住民の意見の反映を図りながら進めて参りました。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。お手元の計画案をご覧くださいと存じます。

まず計画の構成(目次)をご覧ください。今回の「第2次相楽地区ふるさと市町村

圏計画」は、「基本構想」「基本計画」の2つの柱立てで20ページというコンパクトな内容といたしまして、相楽地区ふるさと市町村圏として今後取り組んでいくべき方向性やソフト事業を中心とする施策・事業などを整理しております。また、圏域の概況やまちづくりの状況については、後段の21ページ以降に「参考資料」として整理しました。

まず、1ページから3ページまでは、計画改定の目的や位置づけ、構成、期間、対象区域を整理しています。

次に4ページをお開きください。ここでは圏域の将来像として、4ページでは「圏域づくりの目標と視点」を整理しており、『圏域に住むすべての人が誇りをもって、いきいきと自分らしく、安心して暮らせる ふるさとをつくること』を目標として、また『いかす』『つなぐ』『つくる』という3つの視点を重視して圏域づくりに努めたいと考えています。

また、5ページでは「圏域の将来像」を『人と文化の交差点・相楽』としています。これは平成13年に策定しました「後期基本計画」の相楽地区C Iの基本概念として掲げてきたものです。

以上のような考え方を整理しますと、5ページの中ほどにあるようなイメージ図になります。5ページの後段ですが、次に「人口の見通し」については、10年後の圏域の人口を12万5千～5千人程度、65歳以上の高齢人口割合（高齢化率）は24～25%に達するものと見込んでいます。これは各市町村ごとに男女別・5歳ごとの人口の動きを、平成12年と17年の国勢調査人口の動きから予測し、それを圏域として積み上げた結果によるものです。

7ページをお開きください。基本構想部分の最後として「圏域づくりの方向性（施策の大綱）」を4つに分けて示しています。

相楽の明日を担う人づくり、定住性を高める暮らしの安心づくり、地域に根ざし未来へつなぐ活力づくり、交流と連携を強める基盤づくり、を地域づくりの4つの柱に据えております。

次に8ページをお開きください。ここからは「前期基本計画」として当面5年間に行うべき施策・事業の方向性について20ページまで整理しています。それぞれ施策の方向についての文章をまず表記したうえで、進めるべき取り組みを「施策の方向」「主な推進施策・事業」「主な実施主体」「関係事業の実施、または協力が望まれる機関」と表形式で整理しております。

まず8ページの「圏域情報の発信」については、圏域のさまざまな情報を発信していき、本圏域に対する人々の関心を高め一体感の醸成を図るとともに、圏域を訪れる人を増やすことにより交流人口の拡大と地域の活性化をめざしていくということでご

ざいます。

次に9ページの「交流の促進と人づくり」については、ふるさと市町村圏振興事業の推進等を通じて交流事業や人材育成事業に取り組んでいきたいと思っております。

また、10ページの「文化・学習・スポーツ等の振興」では、「相楽の文化を創るつどい」等を引き続き開催していきませんが、より多くの住民の方に参加いただける事業となるよう見直しを行うことを検討します。

また、11ページの「圏域における保健・医療体制の充実」では、圏域住民の健康づくりに関する情報を組合ホームページ等でも発信していくことを検討しております。

12ページの「福祉サービス提供体制の充実」では、国保や介護保険などの事業の共同化につきまして、記載しています。

また、13ページの「安全・安心の圏域づくり」についても構成市町村や京都府、関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。

14ページの「圏域産業の振興と活性化」では、圏域の計画として、『茶業をはじめとする地域産業の振興』『企業誘致の推進と雇用機会の拡大』の大きく2つに分けて掲げております。

次に、15ページの「地域資源を活かした観光・交流の推進」では、構成市町村の生涯学習活動やまちづくり活動などと連携しながら圏域の魅力となる地域資源探しや今ある資源の再評価を行い、自然や歴史、食べ物などのテーマ性をもった観光ルートやモデルコースの設定などを進めてまいりたいと思っております。

最後に16ページから18ページにかけては、「交流と連携を強める基盤づくり」として、「道路・交通ネットワークの充実」「情報通信基盤の整備促進」「めぐまれた環境の保全と活用」の3項目につきまして施策の方向を整理しています。

次に19ページをお開きください。ここでは、「計画の推進に向けて」ということで、19ページでは「住民主体の圏域づくり」として、中ほどにもあるように、『圏域づくりは住民や各種団体、事業者、行政がそれぞれの責任を果たしつつ「交流」「連携」「協調」「協働」の視点をもって取り組んでいくことが望まれる。』『広報活動や情報公開を推進し、住民の声をより反映した圏域づくりに努める』としています。ページ下半分にあるイメージ図を記載させていただいております。

20ページでは、「広域行政の推進」について、『圏域内外の状況変化に柔軟に対応しながら、構成市町村、一部事務組合、京都府、国、その他関係行政機関による一層の連携を図り、それぞれの機能や役割の分担のもとに、よりよい圏域づくりに努めていく。』『広域的に取り組むべき事務の内容や既存の一部事務組合のあり方などについては、構成市町村とともに引き続き調査研究を進める。』としています。

以上、簡単でございますけれど、「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」案の概要を申し上げまして、補足の説明といたします。

ご審議をいただき、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 議案の説明が終了しましたので、これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。坪井委員、どうぞ。

○坪井議員 7番、坪井です。全体として大変よくできた計画だというふうに思うわけでございます。参考資料の32ページのところに、広域行政の実施状況といったところで指摘されている点がございまして、その中で、『広域行政としての取り組みは、共同処理事務とともに、文化・情報・人づくりの面で、「ふるさと市町村圏振興事業」などについて取り組みに努めてきました。しかし、産業・観光面などで掲げた施策については、今後の進展が望まれています。』と、こういうことを書かれてございまして、文化の交流などについては、いろんな形でやられている。産業をいかに育てていくかという点について、今後の私たち自身、また、広域行政としても頑張りたいと思います。今の東部3町村を見てみますと、農業、観光面では、資料にもございますように大変優れた成果をあげておりますし、府下でも農業生産は非常に素晴らしいわけではありますが、ところが、後継者、担い手不足の課題の解決はしておりませんし、少子高齢化が進んでいます。逆に、学研地域では、誘致企業とか大型商業施設の進出、人口も増えて、都市としては、成熟している。反面、豊かな自然環境とか、農業が失われつつありまして、安全、安心の農産物、しかし生産量の点で十分手に入らないこともございます。そういう中で、相楽には、農村部と都市部という2つの地域があるわけですから、その交流を図ることが、圏域産業の振興と活性化にとって極めて重要だと思うわけです。

そういう中で、3点ほど、具体的に提案したいわけでございますが、一つは、東部3町村の安心、安全な農産物を日常的に安心、安全で学研地域の商業市場に送るシステムづくりを図れないものかどうか。二つ目には、学研地域の人たちが、東部3町村に観光していただいて、観光消費して、東部の観光を活性化するという。三点目には、学研地域の退職された方、あるいは女性とか、若者たちが、東部の農業とか観光業などで、働く場を保障すれば、生きがいを感じていただけるんじゃないかと。そんなことを思うわけではありますが、そうした部分について、今後、産業施策の点で、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。代表理事、どうぞ。

○代表理事 まあ、いろいろ、今日的課題として受け止めていただいて、そして、提案をいただいておりますけれども、まさに東部と西部との格差、あるいは、片一方についても多々あるわけでございます。それでまあ、今、少子高齢社会の中で、何

がやっぱり解決していくかということは、可能な限り精一杯、地域から、地域を通じて、生活基盤を持ちながら、そして、働く場所を確保していくという、これも非常に大事ではないかな。だから京都府さんにも、いろいろ意見を申し上げておりますけれども、当然、学研地域そのものについては、精華町や木津川市だけの問題ではない。京都府南部、ひいては、相楽東部の皆さんの働く機会をそこで作っていくということによって、お互い関係をですね、各格差の問題も含めて、課題として、繋がっていくんじゃないかと思います。ましてや、高齢化社会が進む中で、自分の親の世話をしたいと思いながらも、できないという現実からみても、まさにそういうことが、当然の流れではないかなと思っております。一方、まあ、環境等についても、当然、西部には、生活者が非常に多いわけでありまして。そういう人たちは、やはり、仰せのとおり、食の安全、信頼の上に、食の供給があれば、また、拠点となっただくならば、願ったりかなったりというようなことも当然あるわけでありまして。大手の商業者におかれては、できるだけ、地元の産品を売りたいと、こういう期待の声もあるわけです。そういうことにつきましては、それぞれの山城広域振興局、あるいは、それぞれの行政の担当のですね、そういう思いも、可能な限り満たせるように、我々も精一杯、仲介役を果たしていきたい、このように思っております。それから、観光等につきましても、当然、山城広域振興局管内でも大きな課題としていただいております。我々としても、そういう中にも参画しておりますので、これからも、それが、より現実的なものになるように、努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長 他にございませんか。なければ質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第5号、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定の件を採決します。

この採決は、挙手によって行ないます。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第5号、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆さまにおかれましては、各市町村の6月議会を迎えられるわけですが、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

本日は、大変ご苦勞様でした。

(午後3時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長

会 議 録 署 名 議 員 坪 井 久 行

〃 今 方 晴 美